

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

公的年金はみんなが加入し支え合う制度です

公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

- 日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方に、国民年金への加入が法律で義務づけられています。
- 原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません。しかし、低所得などにより保険料を納めることが困難な方のために、保険料免除制度があります。

「世代間扶養」という考えのもと、世代と世代が支え合っています

公的年金は、現役世代が両親世代を支えるため、保険料納付の義務を果たし、将来は子ども世代に支えてもらうという世代間扶養の仕組みです。

自分が老後受け取る年金の額は、現役世代にどれだけ老後世代を支えたか（加入期間や支払った保険料）に応じて決まる仕組みになっています。

平成28年度国民年金保険料は、月額16,260円です。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民福祉課 住民係 担当：宮澤

事業主（給与支払者）の皆様へ重要なお知らせです！

平成26年度より、下北管内5市町村（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）と下北地域県民局県税部が連携し、法定要件に該当する全ての事業主に、個人住民税の特別徴収義務者の指定を行っています。

5月に各事業主（特別徴収義務者）宛に特別徴収税額決定通知書を送付いたしますので、6月支給分の給与から天引きを開始してください。その後、各市町村から送付される納入書により、天引きした月の翌月10日までに金融機関で納付してください。

特別徴収の適正な実施のために、ご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 ☎22-8581 内線210、211
佐井村役場 住民福祉課 ☎38-2111

軽自動車税（全期）、固定資産税（1期）の納期は、

5月31日（火）です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民福祉課 税務係までご相談ください。